平成31年第4回南島原市教育委員会定例会

日時 平成31年4月26日(金) 午後2時 場所 南有馬庁舎 2階会議室

議事日程

- 第1 開会
- 第2 前回会議録の承認
- 第3 会議録署名人の指名
- 第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第23号 南島原市立小学校統合準備委員会設置要綱の一部を改正する告示について

議案第24号 南島原市教育支援委員会委員の委嘱について

議案第25号 南島原市社会教育委員の委嘱について

議案第26号 南島原市公民館運営審議会委員の委嘱について

報告第3号 損害賠償の額の決定について

報告第4号 損害賠償の額の決定について

第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について
- (2) 南島原市立小・中学校学校評議員について
- (3) 平成31年度教育委員会主要事業計画について
- (4) 次回教育委員会定例会の開催について
- (5) その他

第7 閉会

南島原市教育委員会定例会教育長報告

○平成31年3月の諸会議並びに諸行事

- 26 日(火)14:00 教育委員会定例会(南有馬庁舎) 18:30 第28回原城マラソン大会第4回実行委員会・懇親会(真砂)
- 27 日 (水) 11:00 アーティスト・イン・レジデンスモニター事業推薦作家の制作作品 寄贈式(西有家庁舎)
- 29日(金)10:00平成30年度退職者辞令交付式(市職員)(有家庁舎)14:00平成30年度退職者辞令交付式(教職員)(カムス)

○平成31年4月の諸会議並びに諸行事

- 1 日(月) 9:00 市職員辞令交付式(有家庁舎) 15:15 小・中学校転入等教職辞令交付式(コレジョホール)
- 4 日(木) 9:30 部局長・支所長会議(西有家庁舎)
- 7日(日)13:00 第7回邦楽のつどい(カムス)
- 9日(火)14:00中学校入学式(市内各中学校)
- 10日(水) 9:30 小学校入学式(市内各小学校)
- 12 日(金) 8:45 スクールソーシャルワーカー辞令交付式(南有馬庁舎) 18:30 平成31年度教育委員会歓送迎会(真砂)
- 14日(日)19:30原城一揆まつり追悼式典(原城跡本丸会場)
- 15日(月)10:30プログラミング教育教材導入セレモニー(南有馬小学校)
 - 14:00 平成31年度島原・雲仙・南島原地区初任者研修第1回実施運営委員会(雲仙市)
 - 15:00 平成31年度島原・雲仙・南島原地区中堅教諭等資質向上研修第1 回実施運営委員会(雲仙市)
- 16日(火)14:00平成31年度第1回長崎県都市教育長協議会(長崎市)
- 17日(水) 9:30 部局長・支所長会議(西有家庁舎) 10:30 市町村教委連合同理事会・県市町村合同会議及びスクラムミーティ ング(長崎市)

20日(土)12:30 関東西有家会総会・懇親会(~21日)(東京都)

23日(火)15:00 天正遣欧少年使節ゆかりの地首長会議(大村市)

24日(水)13:30 第三期第6回長崎県高校改革推進会議(長崎市)

議案第23号

南島原市立小学校統合準備委員会設置要綱の一部を改正する告示について

提案理由

今まで開催された小学校統合準備委員会の各部会の実態を考慮し、所要の改正を行うもの。

平成31年4月26日提出

南島原市教育委員会教育長 永田 良二

南島原市立小学校統合準備委員会設置要綱の一部を改正する告示 南島原市立小学校統合準備委員会設置要綱(平成25年南島原市教育委員会告示第5号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

部会構成	担当事務	
総務部会	 校章、校旗及び校歌に関すること。 校則(標準服、体育服等を含む。)に関すること。 記念行事等に関すること。 	
地域部会	 PTA又は育友会の組織運営に関すること。 (1) 組織編成 (2) 規約改正 (3) 運営計画 PTA又は育友会の交流事業に関すること。 G統行事等に関すること。 	
教育課程部会	 教育課程に関すること。 (1) 教育内容 (2) 学校行事 児童の事前交流事業に関すること。 	
整備部会	 通学体制に関すること。 通学路、通学の方法、安全対策等 スクールバスの運行計画等 設備及び備品に関すること。 施設整備 学校備品 対材備品 学校図書 	

3 統合校への移転計画に関すること。

附 則

この告示は、平成31年5月1日から施行する。

南島原市立小学校統合準備委員会設置要綱の一部を改正する告示新旧対照表

新		旧		
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)		
部会構成	担当事務	部会構成	担当事務	
総務部会	1 校章、校旗及び校歌に関すること。 2 校則(標準服、体育服等を含む。)に関すること。 3 記念行事等に関すること。	総務部会	1 校章、校旗及び校歌に関すること。 2 校則(標準服、体育服等を含む。)に関すること。 3 記念行事等に関すること。 4 統合校への移転計画に関すること。	
地域部会	 PTA又は育友会の組織運営に関すること。 (1) 組織編成 (2) 規約改正 (3) 運営計画 PTA又は育友会の交流事業に関すること。 伝統行事等に関すること。 	地域部会	1 PTA又は育友会の組織運営に関すること。 (1) 組織編成 (2) 規約改正 (3) 運営計画 2 PTA又は育友会の交流事業に関すること。 3 伝統行事等に関すること。	
教育課程部会	 教育課程に関すること。 (1) 教育内容 (2) 学校行事 児童の事前交流事業に関すること。 	教育課程部会	1 教育課程に関すること。 (1) 教育内容 (2) 学校行事 2 児童の事前交流事業に関すること。	
整備部会	1 通学体制に関すること。 (1) 通学路、通学の方法、安全対策等 (2) スクールバスの運行計画等 2 設備及び備品に関すること。 (1) 施設整備 (2) 学校備品 (3) 教材備品 (4) 学校図書 3 統合校への移転計画に関すること。	整備部会	1 通学体制に関すること。 (1) 通学路、通学の方法、安全対策等 (2) スクールバスの運行計画等 2 設備及び備品に関すること。 (1) 施設整備 (2) 学校備品 (3) 教材備品 (4) 学校図書	

○南島原市立小学校統合準備委員会設置要綱

平成25年3月26日教育委員会告示第5号

南島原市立小学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 南島原市立小学校の統合について、円滑な移行を目指すとともに、所要の準備に資するため、南島原市立小学校統合準備委員会(以下「準備委員会」という。)を統廃合となる学校の組合せごとに設置する。

(所掌事務)

- 第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議を行い、その結果を南島原市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) に報告するものとする。
 - (1) 校章、校旗及び校歌に関すること。
 - (2) 校則に関すること。
 - (3) PTA又は育友会の組織運営に関すること。
 - (4) 教育課程に関すること。
 - (5) 通学体制に関すること。
 - (6) 設備及び備品に関すること。
 - (7) 統合に向けての交流事業に関すること。
 - (8) 記念行事等に関すること。
 - (9) 廃校跡地利活用策の検討に関すること。
 - (10) その他統合準備に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 準備委員会は、統合に関係する学校の委員各12人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。
 - (1) 学校の職員
 - (2) 児童の保護者
 - (3) 通学区域の住民
 - (4) 識見を有する者
- 3 準備委員会に部会を設け、前条に規定する事項について調査及び協議を行うものとし、部 会の構成及び担当事務は、別表のとおりとする。
- 4 統合に関係する学校は、必要に応じて、校内準備部会を設けることができる。 (任期)
- 第4条 委員の任期は、準備委員会の設置の日から統合の日までとする。 (委員長等)
- 第5条 準備委員会に委員長及び副委員長若干人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 各部会に部会員からの互選により、部会長及び副部会長を置く。 (会議)
- 第6条 準備委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員長は、必要に応じて、部会長会議を開催することができる。 (庶務)

- 第7条 準備委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。 (その他)
- 第8条 この告示に定めるもののほか、準備委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。 附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

部会構成	担当事務
総務部会	1 校章、校旗及び校歌に関すること。2 校則(標準服、体育服等を含む。)に関すること。3 記念行事等に関すること。
地域部会	 PTA又は育友会の組織運営に関すること。 (1) 組織編成 (2) 規約改正 (3) 運営計画 PTA又は育友会の交流事業に関すること。 伝統行事等に関すること。
教育課程部会	 教育課程に関すること。 (1) 教育内容 (2) 学校行事 児童の事前交流事業に関すること。
整備部会	 通学体制に関すること。 通学路、通学の方法、安全対策等 スクールバスの運行計画等 設備及び備品に関すること。 施設整備 学校備品 教材備品 学校図書 統合校への移転計画に関すること。

議案第24号

南島原市教育支援委員会委員の委嘱について

提案理由

南島原市教育支援委員会条例第3条の規定に基づき、教育支援委員会委員を委嘱したいので提案する。

平成31年4月26日提出

南島原市教育委員会教育長 永田 良二

平成31年度 南島原市教育支援委員会委員名簿

【 学校教育課 】

区 分	No	氏	名	備考
医性(名/阿尔·名·日)	1	ウェキ植木	英祐	学校医(南高医師会の推薦による医師)
医師(条例第3条1号)		城野	ゲンジ 健児	子牧区(用同区岬云の荘馬による区岬)
学識経験を有する者(条例第3条1号)	3	近藤	^{児ウジ} 完二	県立島原特別支援学校教頭
児童福祉施設の職員(条例第3条1号)	4	タ ハラ	ァヤ ネ 章子	たすかる早崎(児童発達支援センター) 児童発達支援管理責任者
	5	本多	宏光	堂崎小学校校長
明 <i>広</i>	6	ナカムラ中村	カズヤ 一也	加津佐中学校校長
関係教育機関の職員(条例第3条2号)	7	マッシマ 松嶋	^{イクミ} 郁美	小林小学校 特別支援コーディネーター小学 校代表
	8	早田	直子	深江中学校 特別支援コーディネーター中学 校代表
間点にむ機関の隣号(冬/阿笠2冬2号)	9	マツフジ松藤	邦夫	市福祉保健部・こども未来課長
関係行政機関の職員(条例第3条3号) 	10	^治 经 城谷	純子	市福祉保健部・こども未来課(保健師)
	11	カワグチ リーロ	が刈れ	民生委員児童委員(協議会の推薦)
その他必要と認められる者(条例第3条4号)	12	ミヤザキ	ゴウトク 郷 德	たちばなこども園長(私立幼稚園代表)
	13	マッシマ・松島・	興太郎	こば保育園理事長(南島原市保育会長)
	14			
	15			

議案第25号

南島原市社会教育委員の委嘱について

提案理由

社会教育法第15条第2項並びに南島原市社会教育委員条例第2条の規定に基づき、社会教育委員を委嘱したいので提案する。

平成31年4月26日提出

南島原市教育委員会教育長 永田 良二

南島原市社会教育委員委員名簿

※取扱い注意

(平成30年4月1日~平成32年3月31日)

	从从《 □ □ □	(
No	氏 名	備 考
1	まん だ しょう じ本 多 省 志	
2	わたな べ はやし 渡 邊 林	副委員長
3	みや ざき ごう とく 宮 崎 郷 德	
4	しも だ ひさ のり 下 田 壽 憲	
5	sっ ざき ひろ ふみ 松 﨑 博 文	
6	まる せ ひろ ちか 古 瀬 弘 親	
7	あい かわ しょう へい 相 川 昭 兵	委員長
8	なかがらきょこ	
9	た なか れい こ 田 中 麗 子	
10	^{たち ばな えい し} 立 花 英 之	
11	原賀壽昭	
12	th むら かず のり 中 村 和 典	
13	こが きぇみ	
14	きき た しゅうこ 暗 田 修 子	
15	大 崎 美 和	副委員長
16	きかいやすき酒井保喜	
17	はやしだ くみこ 林田 久美子	
18	*************************************	野田小学校長
19	水 就 一	西有家中学校長

議案第26号

南島原市公民館運営審議会委員の委嘱について

提案理由

社会教育法第30条第1項並びに南島原市公民館条例第14条第2項の規定に基づき、公民館運営審議会委員を委嘱したいので提案する。

平成31年4月26日提出

南島原市教育委員会 教育長 永田 良二

南島原市公民館運営審議会委員名簿

(平成30年4月1日~平成32年3月31日)

		(平成30年4月1日~平成32年3月31日)
No	氏 名	備考
1	本多省志	
2	pht が はやし 渡 邊 林	副委員長
3	みや ざき ごう とく 宮 﨑 郷 德	
4	Lも だ ひさ のり 下 田 壽 憲	
5	まつ ざき ひろ ふみ 松 﨑 博 文	
6	まる せ ひろ ちか 古 瀬 弘 親	
7	あい かわ しょうへい 相 川 昭 兵	委員長
8	^{なか むら きょ こ} 中 村 浄 子	
9	t th the case of	
10	たち ばな えい し 立 花 英 之	
11	はら が とし あき 原 賀 壽 昭	
12	なか むら かず のり 中 村 和 典	
13	こが ちえみ 古 賀 智恵美	
14	さき た しゅう こ 﨑 田 修 子	
15	大 崎 美 和	副委員長
16	en い や き き 暦 井 保 喜	
17	はやしだ く み こ 林 田 久美子	
18	荒木 佛 志	野田小学校長
19	党 * 弘 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	西有家中学校長

報告第3号

損害賠償の額の決定について

提案理由

損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 180条第2項の規定により、議会へ報告する必要があるため。

平成31年4月26日提出

南島原市教育委員会 教育長 永田 良二

1 賠償の理由

平成30年12月28日午後2時00分頃、南島原市南有馬町乙153番地において、本市の草刈り作業に起因する配水管の破損事故を確認した。事故発生は同年9月末頃とみられ、当該事故により被害者のボーリングが稼働を続けたことで電気代を高騰させ損害を与えた件について、損害賠償の額を決定する必要があるもの。

2 賠償の金額

71,665円

3 賠償する相手方

報告第4号

損害賠償の額の決定について

提案理由

損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 180条第2項の規定により、議会へ報告する必要があるため。

平成31年4月26日提出

南島原市教育委員会 教育長 永田 良二

1 賠償の理由

平成31年3月7日午前10時頃、原城跡内において、竹木類の伐採と集積、粉砕処理作業を行っていたところ、伐採した竹木類の下に隠れていた作業員個人所有の刈払機を、粉砕作業を行っていた乗用草刈機に巻き込み全損させた事故について、損害賠償の額を決定する必要があるもの。

- 2 賠償の金額27,000円
- 3 賠償する相手方